



一般社団法人 日本歯科医用画像診断支援協会
SADID Japan Membershipのご案内

Support Association for Diagnostic Imaging in Dentistry of Japan (SADID Japan)



平成 23 年 7 月 1 日 第 1 版

一般社団法人 日本歯科医用画像診断支援協会 事務局

SADID
Japan

歯科医師の皆さま

ごあいさつ

謹啓

貴医院におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

現在、歯科医療は高度化と複雑化を続けています。X線写真による歯と歯周組織の観察を出発点とした歯科の画像検査・診断の役割は、CTを用いた顎顔面の三次元的観察さらには、治療のシミュレーションやナビゲーションへと広がってきました。

このような先進化の一方で、画像診断に課せられた最大の使命は「医療安全の確保」にあります。多忙な日常臨床の場においては、悪性腫瘍や全身疾患の存在を示唆する所見の見落としや、読影中の小さな判断ミス無くすることができれば、歯科医療の質は高まり、国民にこれまで以上に貢献できることになるでしょう。

総合病院では、放射線科専門医が画像診断を担当しています。またX線撮影などの画像検査を担当する診療放射線技師も働いています。一方、歯科医療においては歯科医師みずからが検査、診断、治療のすべてをおこなっています。歯科において放射線の専門医が画像診断に関与できるのは、全国29の歯学部・歯科大学に関連した施設に限られてしまいます。

日本では、1年間に約1,000万枚のパノラマX線写真が撮影され、約1,000台の歯科用CTが稼働しています。単純に見積もると、専門医による画像診断を受けている歯科のパノラマおよびCT検査は、全体の約3%にすぎません。

SADID Japanは、より多くの歯科医院に画像診断に関するさまざまなサポートを提供する目的で設立された組織です。皆様からお送りいただいた画像を分析してオピニオンレポートを作成する遠隔画像診断支援のサービスを中心に、検査と診断のスキルアップに役立つ情報提供などを展開して、画像診断の側面から医療安全を支えてまいります。

SADID Japanへの参加は、患者様との信頼関係をより強固にする事や、治療すべき疾患を見落しなく発見する事を通じて、個々の診療施設の医療の質を向上し、施設の発展に寄与するものと考えています。

共に手を組んで、患者さん達により多くの福音があることを願っています。

謹白

一般社団法人 日本歯科医用画像診断支援協会
Support Association for Diagnostic in Dentistry of Japan

代表理事 小林 馨

SADID Japan Membership 入会案内

■ 入会対象者〔会員〕

1. 日本国の歯科医師免許を有する日本国内に居住する歯科医師のみ入会いただけます。
2. 本会は入会金及び月会費を申し受けます。

■ 会員の特典

1. 会員アメニティの配布
 - ア) SADID 憲章 (A3 版ヨコ)
 - イ) 会員証
 - ウ) 遠隔画像診断支援システム (SADID システム) 利用権
 - ※ サービスコースごとの月間利用可能件数、既定枚数を超過時の従量料金は、別途料金表をご覧ください。
 - エ) 患者向けファームウェア (啓蒙リーフレット) 500 部 (お届けは 9 月中頃を予定しています。)
 - オ) ホームページ内の会員専用ページの利用
2. SADID Japan が主催する研修会等の情報提供
3. 遠隔画像診断支援サービスの利用

■ 入会金・月会費・@McomPlatform 通信回線料

本会へのご入会には、入会金と月会費および安全に SADID システムをご利用いただくための専用回線@McomPlatform (メディア株式会社) の費用を申し受けます。

【入会金】 168,000 円 (消費税込)

※ 入会申込書裏面に記載の銀行口座まで、銀行振込にてお支払ください。

【月会費】 21,000 円 (消費税込)

※ 毎月 1 日～末日までの月会費を翌月指定日 (27 日) にお支払いいただきます。

※ 原則、口座振替による決済となります。後日郵送されます「口座振替依頼書」をご記入いただき、ご返送ください。

【@McomPlatform 通信回線料】

※ 遠隔画像診断支援サービスをご利用いただくには、本会への入会金・月会費のほか、インターネット回線 (プロバイダ契約) 及びメディア株式会社の提供する@McomPlatform (インターネット VPN) のご契約が必要です。

※ USB タイプもしくはルータータイプのいずれかをご選択いただき、お申込みください。

※ @McomPlatform に関する詳しい情報は、メディア株式会社 (03-5684-2510) までお問い合わせください。

種別	USB タイプ	ルータータイプ
特徴	今お使いのインターネットが利用できるパソコンの USB ポートに差し込むだけの簡単な装置です。	今お使いのインターネット回線に、SADID システムを利用するための専用装置を取り付けるタイプです。
	ルータータイプに比べ、SADID システムに接続するまでに若干時間がかかります。 オプションでレセプトオンラインにも使える VPN ゲートウェイ装置です。	SADID Japan に常時接続するため、画像診断支援依頼・画像の送信時間も USB タイプに比べて高速です。 SADID システムを利用するための専用パソコンが必要となります。
料金	初期費用: 30,000 円 月額費用: 1,890 円	初期費用: 100,800 円 月額費用: 3,000 円

◆ 入会時費用と月額費用の例 (税込)

	入会金 (入会時)	翌々月 (1 回目)	2 回目以降
@McomPlatform USB タイプの場合	168,000 円	月会費: 21,000 円 初期費: 30,000 円 月額利用料: 1,890 円	月会費: 21,000 円 月額利用料: 1,890 円
@McomPlatform ルータータイプの場合	168,000 円	月会費: 21,000 円 初期費: 100,800 円 月額利用料: 3,150 円	月会費: 21,000 円 月額利用料: 3,150 円

■ 入会手続きについて

1. 添付の個人会員の入会申込書をご記入いただき、ご捺印の上、事務局までご返送ください。
2. 入会のための手続きには、約 1 ヶ月かかります
3. 月会費は入会のお申し込みをいただいた翌月から起算となり、初回のお支払は入会日の翌々月からのご請求となります。

※ 入会手続きから遠隔画像診断支援サービス運用開始までのスケジュール



■ 入会申込書送付先・お問い合わせ先

一般社団法人日本歯科医用画像診断支援協会 事務局
〒113-0033 東京都文京区本郷 3-26-6 NREG 本郷三丁目ビル
Email: info@sacid-japan.jp TEL. 03-6327-8806

SADID Japan Membership 入会申込書

入会申込年月日： 20 年 月 日

一般社団法人 日本歯科医用画像診断支援協会 代表理事 殿

私は日本国の歯科医師免許を有する歯科医師です。
このたび、SADID Japan Membership の会員規約に合意し、入会金 168,000 円（消費税込）を納付し、入会を申し込みます。

会 員 種 別	<input type="checkbox"/> 会員（歯科医師）	※ 個人会員は日本国の歯科医師免許を有する歯科医師に限定。 ※ 医院単位でもご加入いただけます。（代表者をご指定ください。）
---------	-----------------------------------	-------------------------------------------------------------------

■入会申込者情報■

		姓 (Family Name)	名 (First Name)	押印欄
会 員 氏 名	ローマ字			印
	フリガナ			
	漢字氏名			
生 年 月 日		年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	

現 住 所	〒 [] [] [] - [] [] [] []			
連 絡 先	Tel :		Fax :	
	e-mail :			
出 身 大 学			卒業年	年
歯 科 医 師 免 許 取 得 年 月 日	年 月 日	専門医資格 (※1)	<input type="checkbox"/> 口腔外科専門医 <input type="checkbox"/> 歯周病専門医 <input type="checkbox"/> 歯科麻酔専門医 <input type="checkbox"/> 小児歯科専門医 <input type="checkbox"/> 歯科放射線専門医	

※1 厚生労働省指定の標榜可能な専門医資格

■勤務先・所属情報■

所属医療機関				
所 在 地	〒 [] [] [] - [] [] [] []			
連 絡 先	Tel :		Fax :	
	e-mail :			

連絡先・送付先	<input type="checkbox"/> 現住所 <input type="checkbox"/> 所属	※ 連絡先・会報等郵送先をご指定ください。
---------	----------------------------------------------------------	-----------------------

■ご入会情報■

画像診断支援サービスコース	<input type="checkbox"/> 標準コース <input type="checkbox"/> インプラント・CTコース		
月会費支払方法	<input type="checkbox"/> 自動振替（銀行・郵便局 <input type="checkbox"/> 座自動引き落とし）〔毎月 27 日〕		
ご 紹 介 者		ご紹介者所属	

SADID Japan Membership 会員規約

第1条 (名称)

一般社団法人日本歯科医用画像診断支援協会 (Support Association for Diagnostic Imaging in Dentistry Japan 略称: SADID Japan) (以下、「本協会」という。)の運営する会員組織を「SADID Japan Membership」と称する。

第2条 (会員規約の適用)

この会員規約 (以下、「本規約」という。)は、SADID Japan Membership に入会する会員 (以下、「会員」という。)との関係に適用する。SADID Japan Membership に入会を希望する者は、本規約に合意し入会申込書を記入するものとし、本協会が入会申込書を入力した時点で本規約を承認されたものとして取り扱う。

第3条 (会員規約の変更)

本協会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本規約を変更することがある。

第4条 (用語の定義)

規約において使われる語句について、次の各項に定義する。

(1) 会員とは、

SADID Japan Membership の目的に賛同して入会した日本国の歯科医師免許を有する日本国内に居住する 1 名の代表者と勤務施設 (日本国内の歯科医院等の組織・法人) を同じくする複数の日本国内に居住する歯科医師

第5条 (入会申込)

1. 入会の申込は、本協会が別紙 1 に定める入会金 (入会初月の月会費は無料とする) を払込み、入会申込書に必要事項を記入し、本協会に提出することとする。
2. 入会金の納付方法は、本協会が別紙 1 に定める金融機関の口座振込とする。尚、入会金の納付に要する金融機関の振込手数料は、入会を希望する者の負担とする。
3. 月会費の納付方法は、原則、毎月末日締め翌月指定日によるクレジットカードもしくは会員の指定銀行口座からの自動引き落としによる決済とする。尚、決済指定日が本協会の定める休日となる場合は、翌営業日に決済する。

第6条 (入会の成立)

入会は、本協会が入会申込書を入力し入会金の入金を確認の後、本協会事務局が会員に対し入会通知書を発行し、その発行日を以って会員の資格を生ずるものとする。

第7条 (入会申込)

本協会は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が日本国の歯科医師免許を有しない場合
- (3) 入会申込者が本規約に反する恐れのある場合
- (4) その他、前各号に準ずる場合で、本協会が適当でないと判断した場合

第8条 (会員資格有効期間)

会員資格有効期間は、本協会事務局が会員に対し入会通知書を発行した日から 1 年間とする。

第9条 (会員の資格継承)

入会した会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われる。また、第三者への資格継承はできない。

第10条 (会員の氏名及び名称等の変更)

1. 会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときには、速やかに書面によりその旨を本協会に連絡する。
2. 前項の規定変更通知の不在によって、本協会からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、本協会はその責を負わない。

第11条 (会員資格の継続)

1. 会員資格は、会員から本協会に会員資格有効期限満了の 1 ヶ月前までに退会の通知の受領がない限り、更に 1 年間会員資格を継続し、以後も同様とする。
2. 会員資格は、本協会の定める方法によって会費の払込みがない場合失効するものとする。
3. 一度払い込まれた会費の返還は行わない。

第12条 (会員資格の停止)

本協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び催告することなく、当該会員の資格を停止することができる。

- (1) 会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 本協会、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (4) 本協会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流布したとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当協会の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反したとき
- (8) その他、本協会が会員として不適切と判断した場合

第13条 (会員資格の解除)

1. 会員は、本協会に対し、書面で通知することにより、会員の資格を解除することができる。また、解除の効力は当該通知に指定された日時に生ずるものとする。
2. 前項の規定により、会員資格が解除された場合、既に支払い済の会費等の返還は行わない。

第14条 (会員資格の証明)

1. 本協会は、会員に対し、会員の証として会員証を発行する。
2. 会員証の有効期間は、会員資格有効期間内とする。
3. 会員証は当該会員以外のもに使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことができない。

第15条 (会員資格の特典)

1. 会員は、本協会の提供する遠隔画像診断支援サービスを利用することができる。
2. 会員は、本協会主催の勉強会、講演会などに会員特別料金で参加することができる。

第16条 (遠隔画像診断支援サービスの利用)

本協会は、会員に対して次条以下に定めるところにより、遠隔画像診断支援サービス (以下、「本サービス」という。)を提供し、会員はこのサービスを利用することができる。

第17条（本サービスの定義と用語解説）

本サービスにおける「画像診断支援」とは、歯科医師である会員が検査画像を用いた診断を行うに際して判断に苦慮する状況が生じたとき、当該会員の要請に応じて、本協会が窓口となり本協会と提携する歯科放射線分野に精通した歯科医師（以下、「診断支援医」という。）が画像の読影を行い、当該会員に所見を文書もしくは電子化した文書により報告（以下、「オピニオンレポート」という。）することをいう。

第18条（本サービスの実施要領）

1. 本サービスは、原則として会員から本協会に対する要請により実施するものとする。会員は、画像診断支援を必要とする都度、その実施について、本協会に対して画像診断支援を要請することとし、併せて画像診断支援を受けるために必要な「依頼内容」、「画像」等の情報（以下、「依頼情報」という。）を本協会に提供することとする。
2. 会員は、電子化された依頼情報を、本協会の提供する遠隔画像診断支援システムを介し本協会に提供する。
3. 会員は、遠隔画像診断支援システムの利用に際して、別紙2に定める利用規約に合意するものとする。
4. 本協会は、会員から提供された依頼情報に基づき、診断支援医が画像の読影を実施し、その所見を電子化した文書により、別途定める画像診断支援システムを用いて会員に返送する。

第19条（本サービスのコース選択）

1. 会員は、別紙1に定める本サービスのコースを選択し、入会申込書に選択したコースを記入し本協会に通知するものとする。
2. 会員は、選択したコースで規定されている月間の遠隔画像診断支援依頼件数を超過した場合、別紙1に規定される従量料金を都度月会費の決済で設定したクレジットカードにより決済するものとする。
3. 従量料金の決済が行えなかった場合、本協会は会員に対して、年率14.6%の延滞損害金を請求できるものとする。

第20条（本サービス利用時の患者への説明と同意）

会員は、本サービスの利用の前に、対象となる患者に対して本サービスの利点と限界、責任範囲について十分に説明し、同意を得ること。

第21条（本サービスの利用者制限）

本サービスの利用は、日本国の歯科医師免許を有する会員歯科医師に限定する。

第22条（個人情報保護）

本サービスで取り扱う依頼情報及びオピニオンレポートには、会員の患者に関する個人情報が含まれる可能性が考えられるため、個人情報の取り扱いに関して次の通り定める。

1. 本規約の履行に際し、会員および本協会はともに個人情報の取り扱いにつき、それぞれ責任をもって対応するものとする。
2. 本規約において個人情報とは、会員から本協会に開示・預託される依頼情報に記載もしくは入力された個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、または個人別に付された番号、記号その他の符号、画像もしくは音声により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）をいう。
3. 会員は、本サービスにおいて依頼情報を送信する際、万が一の個人情報漏洩事故を防ぐ目的から、患者個人の氏名、生年月日、性別など、容易に個人を識別できる個人情報を依頼情報に含めてはならない。
4. 会員は、本サービスを利用する際、患者に対して自己の責任において同意を得なければならない。
5. 本協会は、会員から開示された個人情報を、法令に基づく場合及び診断支援医に委託する場合を除き、第三者に開示・漏洩してはならないものとする。また、本項の義務は、会員有効期間満了後も存続するものとする。
6. 本協会は、会員から開示された個人情報を、本サービス以外のいかなる目的にも使用してはならないものとする。
7. 本協会は本規約に基づく本協会の業務を、診断支援医に対しても遵守させるものとする。
8. 本協会は会員から開示された個人情報を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとし、個人情報保護のために必要なセキュリティ対策を施すものとする。
9. 万一、個人情報に関して事故が生じた時の責任分擔については、相互の責任分擔点を基準に判断するものとする。
10. 個人情報に関する事故が生じた場合の責任分擔点は、依頼情報の作成から通信回線を用いての送信中の個人情報に関する責任は会員が負うものとし、依頼情報を本協会が受理した時点で個人情報に関する責任は本協会が負うものとする。しかしながら、会員が第3項を遵守せずに生じた損害については、本協会は一切の責任を負わない。
11. 本協会は、会員から委託された本サービスに係る業務が終了した時または会員から要請があった時は、本協会は会員から開示または預託された個人情報を速やかに消去するものとする。

第23条（本サービスにおける免責事項）

1. 本協会が、本サービスで提供するオピニオンレポートは、診断の結果ではなく、会員の診断を支援する目的のものであり、会員は自身の判断と責任により診断を行うものとする。
2. 天災、事変その他、本協会の責に帰することのできない事由により、本サービスの提供が行えなくなった場合、本協会はその責を負わないものとする。
3. 本協会は、本サービスの提供に際して、直接的または間接的に生じる一切の業務上およびその他一切の損害について責を負わないものとする。

第24条（協議）

本規約に定めのない事項、会員資格有効期間中に疑義が生じた事項については、本協会と会員間で別途協議の上これを解決するものとする。

第25条（合意管轄）

本規約に関して生じた本協会と会員間の紛争については、本協会の本店所在地を管轄とする裁判所をもって第1審の専属管轄裁判所とする。

附則

本規約は、2011年7月1日より実施する。

入会金・月額会費及び遠隔画像診断支援サービス仕様

■ 個人会員

【入会金】：168,000 円（消費税込）

※ 入会時に下記振込先にお振込みください。

【月額会費】：21,000 円（消費税込）

※ 毎月末日締め翌月本協会指定日によるクレジットカードもしくは会員指定銀行口座からの自動引き落としによる決済となります。

※ 入会初月の月額会費は無料となります。初回のお支払はご入会手続き完了後の翌月末日締め、翌々月の決済となります。

■ 入会金振込先

銀行名：東京三菱 UFJ 銀行

支店名：本郷支店（店番 351）

口座番号：0039423

口座種別：普通預金

口座名義：一般社団法人日本歯科医用画像診断支援協会

シヤダンホウジン ニホンシカイヨウガソウシندانシエンキョウカイ

■ 遠隔画像診断支援サービスコース

※ 診断支援受付時間：午前 9 時から午後 6 時まで。土・日・祝日・当協会の定める指定日を除きます。

※ オピニオンレポートの返送：原則、ご依頼から 2 営業日以内に返送いたします。

（ア）一般コース ご利用料金表（消費税込）

	パノラマ画像 (JPEG 画像)	デンタル画像 (JPEG 画像)	CT 画像 (DICOM 形式)		MRI 画像 (DICOM 形式)	※ オプション 口腔内写真 (JPEG 画像)
			1/4 額	片額 (上額 or 下額)		
一般コース	画像 5 件まで					¥525/1 件
既定件数を超えた場合の従量料金	¥2,625/1 件	¥1,050/1 件	¥2,625/1 件	¥3,675/1 件	¥3,675/1 件	

（イ）インプラントコース ご利用料金表（消費税込）

	CT 画像 (DICOM 形式)			※ オプション 口腔内写真 (JPEG 形式)
	欠損状態・埋入予定数に応じた料金			
	1~5 本	6~10 本	11 本~	
インプラント・CT コース ※ インプラント治療を目的としたもの	3 件（合計 15 本）まで			¥525/1 件
既定件数を超えた場合の従量料金	¥10,500/1 件	¥21,000/1 件	¥31,500/1 件	

※ 遠隔画像診断支援サービスが提供するオピニオンレポートは診断の結果ではなく、依頼者の診断を支援する目的のもの
です。

※ 診断支援サービスのご依頼に際し、口腔内写真を含めたオピニオンレポートを希望される場合には、別途 1 件当たり 525
円（消費税込）のオプション費用を申し受けます。

※ インプラントコースの CT によるオピニオンレポートを希望される場合、正確性を期すため撮影用ステントの使用をお
勧めいたします。

※ 各コースともに、疾患の所見の見地などが異なる場合などは再依頼が可能です。この場合、追加費用は生じません。

附則

本仕様は、2011 年 7 月 1 日より実施する。

遠隔画像診断支援システム利用規約

一般社団法人日本歯科医用画像診断支援協会 (Support Association for Diagnostic Imaging in Dentistry Japan 略称: SADID Japan) (以下、「本協会」という。)は、遠隔画像診断支援システム (以下、「本システム」という。)の利用規約 (以下、「本規約」という。)を以下の通り定めます。

第 1 条 (使用許諾)

1. 本協会は、SADID Japan Membership に入会した会員 (以下、「会員」という。)に対して、本システムを本規約に従って使用することを許諾します。
2. 本システムおよび関連するドキュメントに関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は、すべてメディア株式会社に帰属します。
3. 本システムの使用権は、日本国でのみ有効なものとします。

第 2 条 (使用制限)

1. 本協会は、会員に対して本規約の定める条件の下で、本システムを無償かつ非独占的な使用権を許諾します。
2. 会員以外の使用者によって本システムを使用することはできません。
3. 本規約により、会員は、一回につき一台のコンピュータ上で本システムを使用することができます。
4. 本規約は、本システムが一度に複数のコンピュータ上に存在することを許容するものではありません。(転送、コピーや共有サーバー上の同時使用を含む)

第 3 条 (禁止事項)

1. 会員は、バックアップの目的に限り、機械による読み取り可能な形態で本システムの複製物を 1 個に限り作成することができます。当該複製物には、本規約の各規定が適用されるものとします
2. 前条の規定を除き、本システムの全部または一部を複製、解析または改変する事はできません。
3. 本システムの全部または一部を売却、譲渡、貸与またはその他のいかなる方法によっても第三者に使用させることはできません。
4. 不特定多数の者によるアクセスが可能な電子掲示板やウェブサイトなどに、本システムをアップロードまたは掲示すること。
5. 本システムあるいは関連するドキュメントを複製すること。
6. 本システムあるいは関連するドキュメントを補修、翻訳、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすること、また本システムを利用して他のソフトウェアを作成すること。
7. 本システムまたは派生物のオブジェクトプログラムをハードウェア製品に組み込んで第三者に販売すること。
8. 本システムの日本国外への持ち出し。

第 5 条 (免責)

1. 会員は、システムが非常に複雑なものであり、かつ必ず何らかのバグを有していることを理解し、自らの費用と責任において、バックアップの作成等、本システムを利用した業務の管理を行うものとします。
2. 本協会は、本システムに関していかなる保証も行いません。
3. 本協会は、本システムの使用に関して直接または間接に生じる一切の損害について責任を負いません。(注意義務を含む)
4. 本協会は、本システムの品質と機能に関しては一切の保証 (ウィルスの不存在、応答の的確性、使用の結果に関する保証を含む) をするものではありません。さらに、本システムが会員の要求を十分満たすかどうかは、会員自身で決定しなければなりません。

第 6 条 (使用権の消滅)

1. 会員が本規約に違反した場合または著作権法その他の法令に違反することによって本システムに関して著作権およびその他の権利を侵害した場合は、第 1 条で許諾された使用権は自動的に消滅するものとし、会員は本システムをただちに本協会に返還しなければなりません。
2. 本協会は、その都合により、本規約を終了することができます。本規約が終了した場合には、会員は本システム及び関連するドキュメントを直ちに破棄しなければなりません。

第 7 条 (損害賠償)

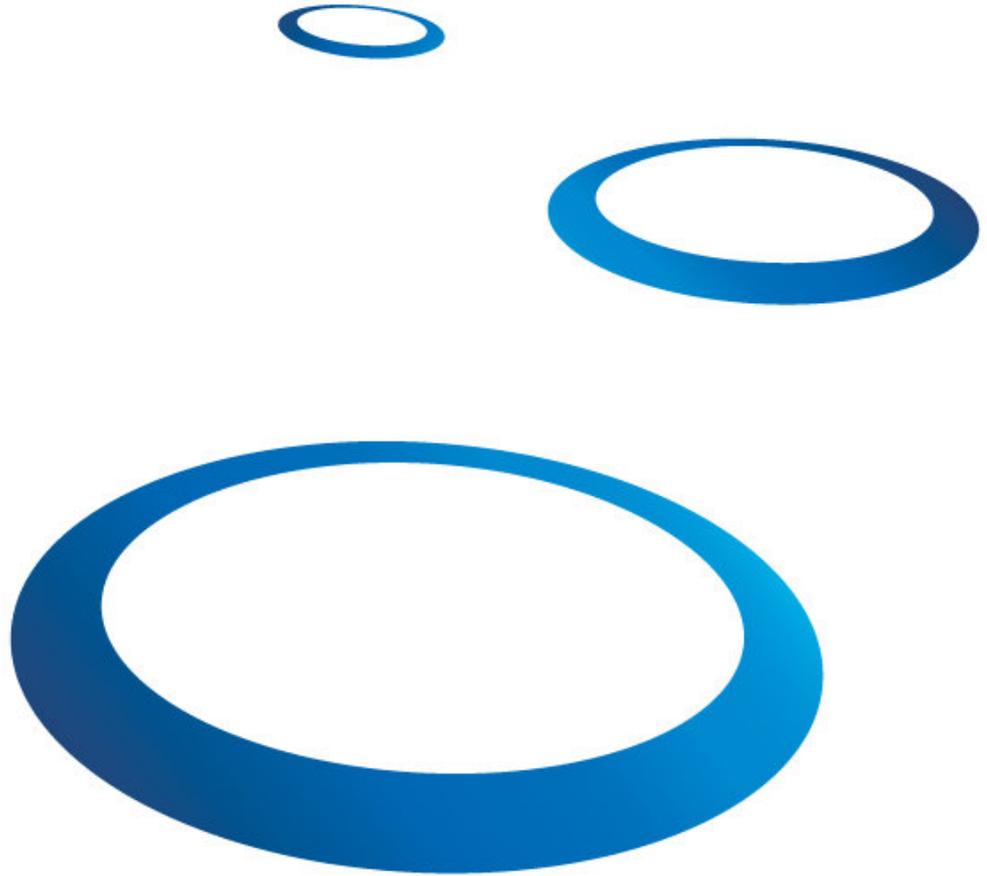
会員の行為によって本協会が明らかに損害を受けたと認められるときは、本協会は会員に対して損害賠償の請求ができるものとします。

第 8 条 (合意管轄)

本規約に関して生じた本協会と会員間の紛争については、本協会の本店所在地を管轄とする裁判所をもって第 1 審の専属管轄裁判所とする。

附則

本規約は、2011 年 7 月 1 日より実施する。



SADID Japan

一般社団法人 日本歯科医用画像診断支援協会

設立 : 平成 22 年 2 月 1 日
所在地 : 〒113-0033 東京都文京区本郷 3-26-6 NREG 本郷三丁目ビル
お問い合わせ : TEL. 03-6327-8806
Email : info@sadid-japan.jp
URL : <http://www.sadid-japan.jp>

活動内容 :

- (1) 歯科医師からの求めに応じた歯科医用画像情報に基づく読影サービスの実施
- (2) 歯科医師、歯科医療関係者、および地域住民等を対象とした研究会・講習会・セミナーなどの開催
- (3) 関係諸団体との連携及び交流事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業